

# 山梨県公報

号外第七号

令和八年

三月三日

火曜日

## 目次

### 監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月三日

山梨県監査委員

入倉博文  
中込正純  
桐原正仁

## 令和7年度 定例監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度における定例監査結果は、次のとおりである。

### 第1 令和7年度定例監査実施結果【下期分】

#### 1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局		2		0
高度政策推進局		2		2
総合県民支援局		11		11
新価値・地域創造推進局				0
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		12		12
森林環境部		2		2
産業政策部		6		6
観光文化・スポーツ部		5	1	6
農政部		10		10
農土整備部		5		5
出納局				0
企業業局				0
教育委員会		44		44
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	112	1	113

#### 2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

#### 3 監査実施期間

令和7年9月17日～令和8年1月16日

#### 4 監査方法

監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか」を重点事項として実施した。

5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	

別添1

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。  
また、監査対象機関等に対しては文書で通知の上、措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。  
注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。  
指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和7年度下期 A							
区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約
指摘事項							
指導事項		6	7	35		3	6
注意事項		3	9	4		2	5
合計	0	9	16	39		3	8

  

令和6年度下期 B							
区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約
指摘事項				2		1	
指導事項		33	14	27	4	11	19
注意事項		5	9	6		1	9
合計	0	38	23	35	4	13	28

令和7年度下期と令和6年度下期との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				▲2		▲1			▲5	▲2	▲10
指導事項		▲27	▲7	8	▲1	▲5	▲16		1		▲47
注意事項		▲2		▲2		1	▲4		3		▲4
合計	0	▲29	▲7	4	▲1	▲5	▲20	0	▲1	▲2	▲61

8 監査実施機関ごとの監査結果

別添1のとおりである。

9 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和7年度下期における監査の結果に添えて提出する意見は、別添2のとおりである。

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	高度政策推進局	東京事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月	
監査実施日	令和7年12月4日、令和8年1月9日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		

監査対象機関	高度政策推進局	大坂事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月	
監査実施日	令和7年11月14日	監査の結果
(指摘事項) なし		
(指導事項) 1件 (財産1)		
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。		
(注意事項) 1件 (契約1)		

監査対象機関	総合県民支援局	こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月	
監査実施日	令和7年12月16日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		

監査対象機関	総合県民支援局	中央児童相談所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月	
監査実施日	令和7年10月8日、11月21日	監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 5件 (給与1、契約1、重点3)  
1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。  
①やむを得ない理由で同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。  
②振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。  
2) 山梨県子どもこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託に係る長期継続契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。  
3) 山梨県子どもこころサポートプラザ自動ドア保守点検業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。  
4) 児童相談所業務に係る相談支援委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県中央児童相談所長に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告し

なければならぬと定められているが、履行されていないものがあつた。  
5) 児童の一時保護に関する司法審査手続支援業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県中央児童相談所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないがあつた。  
**(注意事項)** なし

監査対象機関	総合県民支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総合県民支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総合県民支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件(支出1)	

監査対象機関	総合県民支援局 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総合県民支援局 中北地域県民センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月25日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更がでない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	総合県民支援局 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月19日、令和8年11月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総合県民支援局 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月17日、9月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総合県民支援局 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総合県民支援局 県民生活センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月7日、11月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(物品1)	
1) 購入したペットボトル入り飲料等について、財務規則第246条第1項第2号の規定に該当しないにもかかわらず、消耗品受払簿が作成されていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月9日、11月27日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件(給与1、物品1)	
1) 県外旅費の支給において、旅費条列の規定により経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されているものがあつた。	
2) 購入したペットボトル入り飲料等について、財務規則第246条第1項第2号の規定に該当しないにもかかわらず、消耗品受払簿が作成されていなかった。 <b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月20日、令和8年1月15日
監査の結果	

(指摘事項) なし  
 (指導事項) 2件 (収入1、重点事項1)  
 1) 株式会社ゆうちょ銀行の払込取扱票による公金事務取扱要領第20条において、小切手用紙に書損等が生じたときは、当該小切手用紙に斜線を朱書したうえで「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならないと定められているが、廃棄されていた。  
 2) 次の委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。  
 ①山梨県総合県税事務所自動車税部汚水処理装置維持管理業務委託契約書  
 ②東八代合同庁舎消防用設備等保守点検業務委託契約書  
 ③東八代合同庁舎・自動車税部庁舎構内除雪作業業務委託契約書  
 (注意事項) なし

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月9日、11月25日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月27日
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (収入1)	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月13日、令和8年1月9日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月13日、令和8年1月16日
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (収入1)	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月18日、令和8年1月16日
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (給与2) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更がで	監査の結果

きない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないであった。  
 2) 厚生年金保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。  
 (注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 女性相談支援センター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (支出1)	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月11日
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (支出1、給与1) 1) 資金前渡 (精算あり) で支出していた丙類危険物取扱者試験手数料等について、前渡資金精算書を作成していなかった。 2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。 (注意事項) なし	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月27日
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (支出1) 1) 第74回日本医学検査学会参加費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。 (注意事項) なし	監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月7日
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) なし	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(重点事項1)

1) 保守点検に関する業務委託について、契約書第11条(禁止事項)第3項による再委託の承認手続が取られていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月1日、11月28日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月2日、11月10日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(重点事項1)

1) 次の委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。

① ところの健康相談「ダイヤル時間外相談事業委託契約書

② ところの健康相談(ストレスダイヤル)業務委託契約書

(注意事項) 2件(支出1、契約1)

監査対象機関	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月24日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	森林環境部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月30日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(支出1)

1) 資金前渡(精算あり)で支出していた生体人類学会第30回研究大会参加負担金について、前渡資金精算書を作成していなかった。

(注意事項) 2件(支出2)

監査対象機関 産業政策部 計量検定所

監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月2日、11月10日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業政策部 産業技術センター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月22日、11月25日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件(支出1、給与1)

1) 次の経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。

① 埼玉県産業技術総合センターにおける製粉試験に要する経費

② 旅行時の有料駐車場使用に要する経費

2) 公務による県外旅行において、金曜日に開催された会議等への出席を終えた職員が、当日中に帰着できないことから後泊し、翌土曜日に帰着した。この際、帰着に要する4時間を勤務時間とし、勤務日変更を行った。しかしながら、会議出席等の用務を伴わず移動のみを行う場合、当該土曜日を勤務日とすることは認められない。それにもかかわらず、4時間の勤務時間の割振り変更を同一週外に行い、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたものとして取り扱っており、超過した時間について勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額が時間外勤務手当として支給されていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	産業政策部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和6年9月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業政策部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月21日、12月1日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業政策部 県南高等技術専門学校
監査対象期間	令和6年9月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業政策部 就業支援センター
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月16日、11月20日

監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 3件(財産1、契約1、重点事項1)	
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。	
2) 障害者訓練職員用パソコンリース契約書において、次のとおり不備があった。	
①個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県立就業支援センター所長に対して、セキユリテイ責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていないかった。	
②情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県立就業支援センター所長に対して、受託業務に係るセキユリテイ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないかった。	
③契約保証金についての記載に不備があった。	
3) 緊急離職職者訓練事業に関する委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月25日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件(給与1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月19日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(物品1)	
1) 収蔵品のうち油絵1点、銅版画1点について所在不明のままであった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月29日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件(支出1、給与1)	
1) 資金前渡(精算あり)で支出していたキャッシュレス端末通信料について次のとおり不備があった。	
①財務規則第72条に規定する前渡資金精算書を作成していないものがあった。	
②財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されているものがあった。	
③資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の2日前に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。	
2) 令和6年8月分企画展監視員給与から控除していた所得税が雑部金に滞留し、納付が9か月	

遅延していた。	
<b>(注意事項)</b> 2件(支出1、重点事項1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館(埋蔵文化財センターを含む)
監査対象期間	令和6年9月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月31日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件(給与1、物品1)	
1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。	
①あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/100.0の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。	
②週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合に支給する休日勤務手当の支給区分に誤りがあり、過少に支給されているものがあった。	
2) 賃借物品について、財務規則第276条第2項の規定に基づき定められた考古博物館財務会計事務取扱要領に定める占有物品一覧表に記載されていないものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和6年9月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月24日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1)	
1) 直接収納の取扱いについて、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により収入通知者(所風長)が管理することとされているが、現金領収簿受払簿が作成されていた。	
<b>(注意事項)</b> 1件(収入1)	

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月24日、12月1日
監査の結果	

<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	
1) 分べん休暇に引き続いて育児休業を取得した職員が復職した場合の通勤手当は、再び通勤することとなった日の属する月から支給することとされているが、翌月から支給されていた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校 (森林環境部と共管)
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月3日、12月22日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 2件 (給与2)

- ① 週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。  
① やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったため、または別の週の4時間の勤務時間を割振り変更したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。  
② 同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更を行った週休日の勤務に対して、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が課税して支給されているものがあった。
- 2) 公務により旅行中の職員は、その期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなされるが、移動時間について、正規の勤務時間外に勤務したものととして課税して時間外勤務手当が支給されているものがあった。

**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 2件 (給与1、重点事項1)

- 1) 労働保険料に係る被保険者負担分について、令和6年4月～令和7年3月に控除した分を令和7年3月に雑部金から一般会計へ振替収入していたが、振替額が不足していたため、令和7年5月に再度振替処理を行っていた。
- 2) 次の委託契約書において、発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。  
① 所内樹木の維持管理業務委託契約書  
② 産業廃棄物処分委託基本契約書 (金鳳くず・廃プラ等)

**(注意事項)** なし

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	農政部 畜産部農技術センター (長坂支所を含む)
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月1日、11月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)
監査対象期間	令和6年7月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月24日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 1件 (財産1)

- 1) 取得用地に未登記のものがあった。  
令和5年度以前の未登記 2筆

**(注意事項)** なし

監査対象機関	農土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月26日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 1件 (給与1)

- 1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。

**(注意事項)** なし

監査対象機関	農土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月23日
監査の結果	

**(指摘事項)** なし

**(指導事項)** 1件 (重点事項1)

- 1) 次の委託契約において、会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がないにもかかわらず、契約準備行為で見積書を徴しているものがあった。  
① 琴川ダム広場等管理業務委託契約書  
② 広瀬ダム周辺清掃等業務委託契約書

**(注意事項)** 1件 (契約1)

監査対象機関	農土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年6月
監査実施日	令和7年9月30日、12月3日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	農土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	教育庁 中北教育事務所
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)	
1) 個人用パーソナルコンピュータ貸借契約書において、情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である中北教育事務所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていない。	
<b>(注意事項)</b> 1件 (契約1)	
監査対象機関	教育庁 峡東教育事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	教育庁 峡南教育事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月17日、令和8年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	教育庁 富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。	
<b>(注意事項)</b> 1件 (物品1)	
監査対象機関	教育庁 図書館
監査対象期間	令和6年9月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月12日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件 (物品1)	

監査対象機関	教育庁 総合教育センター
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月10日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 居所発着の出張をした会計年度任用職員の費用弁償において、当該出張日に通勤に要する費用も支給されているものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月15日、11月21日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、給与1)	
1) 自動販売機設置に伴う電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。	
2) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され過大に支給されているものがあった。また、JR往復同一区間かつ片道601km以上の運賃に往復割引を適用していなかった。	
<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、工事1)	
1) 給与資金前渡職員口座に職員の給与等廻り及支給分が滞留したため利子が発生したにもかかわらず、当該利子の調査を行っていなかった。	
2) 建設工事の請負契約に係る契約条項は、山梨県建設工事執行規則第10条第3項に基づき、知事が別に定める山梨県建設工事請負契約約款に準拠することとされているが、韮崎高等学校引込更新工事契約書において記載すべき事項(現場代理人の選任等)が記載されていなかった。	
<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 県外旅行において、同一地域内の移動に要したバス運賃が、旅行雑費の範囲内であるにもかかわらず、旅費として過大に支給されているものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件 (給与1、物品1)	
1) 異外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され過大に支給されているものがあった。	
2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月7日、11月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> 1件 (その他1)	
1) 給与に関する事務において、指導事項に該当する事務処理が多数あった。	

指導事項	5件 (給与5)
①現金支給に係る職員の日額特殊勤務手当の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。	
②扶養手当について、次のとおり不備があった。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。</li> <li>イ) 支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。</li> </ul>	
③児童手当について、令和7年4月分・5月分を6月6日に支給すべきところ、支給が遅延しているものがあった。	
④児童手当について、認定請求書に基づき認定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第2条第3項に定める認定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。	
⑤週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができないうち、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。	
<b>(注意事項)</b> 3件 (支出1、給与1、重点事項1)	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (支出1)	

1) 安全運転管理者等講習の手数料に係る経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日より前に私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、精算されていた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月8日、令和8年1月13日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 現金支給に係る職員の前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 通勤手当の認定において、新たな道路が開通し、通勤地までの一般に利用し得る最短経路が当該道路を通る経路となったが、経路変更の届出が提出されず、新たな認定がされないうまま過大に支給されていた。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月10日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月15日、11月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 3件 (給与3)	
1) 1日のすべての時間について休暇を取得した会計年度任用職員について、費用弁償(通勤)が支給されているものがあった。	
2) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されているものがあった。	
3) 県外旅費の支給において、旅費計算書の積算に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	笹吹高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月16日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 3件 (支出1、給与1、物品1)	
1) 山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員に支払った報酬及び旅費について、所得税の源泉徴収を行っていないものがあった。	
2) 県外旅費の支給において、特急料金が繁忙期加算対象期間であるにもかかわらず、加算されていないものがあった。	
3) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月17日、12月2日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)	
1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。	
<b>(注意事項)</b> 1件 (重点事項1)	
監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件 (給与1)	
監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月21日、12月2日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 2件 (収入2)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
雑入(学校開放における照明施設電気料)	
過年度分 先数1件 10,000円	
2) 学校開放における照明施設電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発行が行われていなかった。また、債権管理について、山梨県債権回収及び処理マニュアルに定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていないことがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	
監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月22日

監査の結果  
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	富士北陵高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月28日、12月2日

監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 2件 (給与1、重点事項1)  
1) 児童手当に係る職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。  
2) 富士北陵高等学校敷地内除雪業務委託契約において、次のとおり不備があった。  
①契約書に収入印紙が貼付されていなかった。  
②委託料の支払が遅延し、過年度支出したため遅延利息が発生していた。  
(注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月28日

監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) なし  
(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日

監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 1件 (給与1)  
1) 現金支給に係る職員の義務教育特別手当の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。  
(注意事項) なし

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月30日、令和8年1月7日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。  
監査の結果

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月9日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月23日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和6年10月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日

監査の結果

(指摘事項) なし  
(指導事項) 1件 (重点事項1)  
1) スクールバス運行に係る業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。  
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和6年8月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月30日、令和8年1月9日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> なし	
<b>(注意事項)</b> 1件(支出1)	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和6年11月～令和7年7月
監査実施日	令和7年10月29日、令和8年1月7日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和6年11月～令和7年9月
監査実施日	令和7年12月16日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月6日、12月22日
監査の結果	
<b>(指摘事項)</b> なし	
<b>(指導事項)</b> 1件(給与1)	
1) 現金支給に係る職員の時間外勤務手当等の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。	
<b>(注意事項)</b> なし	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月7日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	

<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	
監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和6年11月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	諏訪警察署
監査対象期間	令和6年11月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月5日、12月24日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月6日、12月25日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和6年10月～令和7年8月
監査実施日	令和7年11月5日、12月23日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和6年9月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
監査の結果	
<b>(指摘事項、指導事項及び注意事項)</b> に該当するものはなかった。	

【意見】

令和7年度（下期）監査対象機関ごとの収入未済の内容は次のとおりである。  
 今後とも、収入未済の解消のため、山梨県滞納債権処理方針等に基づき、債権者や連帯保証人への催告・交渉など債権回収を図ることは当然であるが、さらには、支払督促や強制執行など法的措置も視野に入れた対策を推進するよう努められたい。

令和6年度出納閉鎖時における収入未済（対象：令和7年度下期監査分）

部局	監査対象機関	内 容	収入未済額 (単位：円)
総務部	総合県税事務所	児童福祉施設費負担金	440,887
		児童福祉施設費負担金	128,758
		富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金	84,000
		個人県民税	518,049,576
		法人県民税	12,705,558
		個人事業税	29,035,388
		法人事業税	63,627,085
		不動産取得税	18,195,274
		自動車税種別割	43,309,869
		自動車税（旧法による）	1,217,530
		延滞金、加算金	45,803,493
		児童措置費負担金	99,800
		父子福祉資金貸付金償還金（元金）	3,669,000
中北保健福祉事務所	母子福祉資金貸付金償還金（元金）	20,846,201	
	母子福祉資金貸付金償還金（利子）	269,008	
	養育福祉資金貸付金償還金（元金）	1,817,617	
	養育福祉資金貸付金償還金（利子）	83,292	
	母子福祉資金貸付金償還金（元金）	3,372,121	
	母子福祉資金貸付金償還金（利子）	98,321	
	生活保護費返還金	27,685,953	
	生活困窮者自立支援金返還金	65,000	
	障害児福祉手当資格取り消しに伴う返還金	418,660	
	母子福祉資金貸付金償還金（元金）	5,359,565	
福 祉 保 健 部	峡南保健福祉事務所	母子福祉資金貸付金償還金（元金）	8,458
		父子福祉資金貸付金償還金（元金）	50,332

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和6年11月～令和7年10月
監査実施日	令和8年1月14日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件（給与1）	
1) 現金支給に係る職員の時間外勤務手当等の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。	
(注意事項) なし	

部局	監査対象機関	内 容	収入未済額 (単位：円)
		生活保護費返還金	30,232,840
		母子福祉資金貸付金償還金(元金)	16,798,189
		母子福祉資金貸付金償還金(利子)	147,807
福祉保健部	富士・東部保健福祉事務所	父子福祉資金貸付金償還金(元金)	76,400
		養育福祉資金貸付金償還金(元金)	784,753
		養育福祉資金貸付金償還金(利子)	38,625
		母子福祉資金借入(連約金)	7,529
		児童福祉施設費負担金	377,239
		あけぼの医療福祉センター使用料	2,792,384
農業部	産学技術短期大学校	授業料	635,000
農業部	畜産酪農技術センター	家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う連約金	250,722
農林部	広瀬・栗川ダム管理事務所	工事請負契約公正入札連約金	12,709,457
農林部	上野原高等学校	雑入(学校開放における照明施設電気料)	10,000
委員会	富士北陵高等学校	授業料	584,100
合 計 額			861,885,791

(※ R7.4.30 現在)

## 第2 令和7年度定例監査実施結果

令和7年度の定例監査の実施結果は、上期公表分(山梨県公報号外第41号、令和7年11月28日発行)と今回分(下期公表分)を合わせ、次のとおりである。

### 1 監査実施機関数

令和7年度の定例監査対象機関数は269機関で、前年度から1機関増加した。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局	1			1
高度政策推進局	4	2		6
総合県民支援局	7	11		18
新価値・地域創造推進	7			7
総務部	11	2		13
防災局	3	1		4
福祉保健部	8	12		20
森林環境部	8	6		14
産業政策部	5	6		11
観光文化・スポーツ部	8	5	1	14
農政部	9	14		23
農具士整備部	16	13		29
出納局	3			3
企業業局	3	4		7
教育委員会	10	44		54
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合 計	136	132	1	269

※参考 令和6年度監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合 計	135	132	1	268

## 2 監査結果

令和7年度定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和7年度実施分 A											
区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								1	2
指導事項		14	14	45	20	14	4	8	25		144
注意事項		6	10	4		3	8	17			48
合計	0	21	24	49	20	17	12	8	42	1	194

令和6年度実施分 B											
区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1	2	1	1			6	3	14
指導事項		76	20	36	19	26	40	1	13		231
注意事項			9	20	9	3	25	1		1	68
合計	0	85	41	47	20	30	65	1	20	4	313

令和7年度と令和6年度との対比（A-B）

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	▲1	▲2	▲1	▲1			▲6	▲2	▲12
指導事項		▲62	▲6	9	1	▲12	▲36	7	12		▲87
注意事項		▲3	▲10	▲5			▲17		16	▲1	▲20
合計	0	▲64	▲17	2	0	▲13	▲53	7	22	▲3	▲119

## 第3 令和7年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

### 1 重点事項のテーマと目的

(1) テーマ  
業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか。

#### (2) 目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

令和6年度の定例監査においては、業務委託契約事務について、契約書の記載内容や再委託等に係る不適切な事務処理があった。

このため、業務委託契約に係る事務処理を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

### 2 監査の実施状況

#### (1) 監査の実施期間

令和7年4月17日～令和8年1月16日

#### (2) 監査の着眼点

- ア 契約の方法、金額、時期等は適切か。
- イ 契約書の記載は適切か。
- ウ 再委託をする場合の承認手続等は適切か。
- エ 契約書等に基づく履行確認は適切か。

#### (3) 監査方法

- ・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査（全部又は一部の範囲にわたり精密に調査）する。
- ・事前に重点事項調査書の提出を求め、予備監査時に、当該調査書の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。
- ・重点事項調査書及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

#### (4) 監査対象事務

令和6年度に行った業務委託契約に係る事務  
(公共工事に係る業務委託契約を除く)

**3 監査結果**

**(1) 業務委託契約の状況について**

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。  
 ア 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）及びプロポーザル方式（1者参加）がない場合は、令和6年度分の実績金額の大きい順に5件までを抽出。  
 イ 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）又はプロポーザル方式（1者参加）がある場合は、実績金額の大きい順に2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。  
 （公共工事に係る業務委託契約を除く）

令和6年度においては、209機関（本庁87機関、かい122機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

区分	件数	金額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	373	3,975,961,614
(2) プロポーザル方式（1者参加）	43	859,638,441
(3) (1)(2)以外の契約	511	2,997,542,238
合計	927	7,833,142,293

※ 抽出調査を行った重点事項調査の件数及び金額の集計値

**(2) 業務委託契約に係る事務処理について**

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約の理由が明確でないもの。  
 イ 見積書を徴していないもの。  
 ウ 再委託の承認手続が取られていないもの。  
 エ 委託料の支払いが遅延し、遅延利息が発生していたもの。  
 オ 契約書の作成を省略し請書を徴収していたもの。  
 カ 契約書の記載内容等に不備があるもの。  
 キ 履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないもの。  
 ク 支払遅延に関する条項が設けられていないもの。  
 ケ 契約書に定められている仕様書、特記事項が添付されていないもの。  
 コ 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。  
 ク 個人情報取扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面

**第4 監査結果に基づく意見**

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和7年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

**1 財務事務の適正かつ効率的な執行について**

令和7年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が12件、指導事項が87件、注意事項が20件とそれぞれ減少し、全体では119件減少している。今年度は収入未済のうち、山梨県滞納債権処理方針等に基づき適正な事務処理を行った50件について、「指導」から「意見」のみとするよう区分を変更したこともあったが、それらを差し引いても計69件の減少となっている。  
 監査結果件数が減少した理由としては、就学支援金による授業料無償化に伴い授業料直接徴収事務が減少したことや、備品や物品の管理、検査・検収の不備が減少したことなどが挙げられる。

定例監査結果の主な内容であるが、指摘事項については、道路使用料の調定が6か月以上遅延していることや、指導事項に該当する事務処理が多数あるため指摘事項となったものがあつた。また指導事項については、時間外勤務手当など諸手当の支給に誤りがあるものや、資金前渡に関する事務の不備があるものなどが確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、業務に係る規則及び運用通知等の整備や一層の周知を図るとともに、内統制制度の機能が効果的に発揮されるよう引き続き制度運用の見直しを検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

**2 年度末及び年度当初の事務処理について**

年度末及び年度当初においては、人事異動に伴う人事・給与事務の集中や出納閉鎖などで業務が繁忙となることから、職員の給与等を適した際に支給が現金支給となり、給与資金前渡職員口座に滞留し更には利子が発生したものとや、本来3月中旬に行うべき労働保険料に係る被保険者負担額の振替収入を怠ったものなど、年度末及び年度当初の給与事務に関する不備や、調定の遅延、借受財産について移動報告が行われていなかったものなど前年度から継続して行わなければならない業務に関する不備がいくつかが確認された。

財務規則等の規定に基づいた適正な執行はもとより、関係各課から発出された通知等を精読の上、迅速かつ的確な執行に努められたい。また、人事異動等による担当者の変更がある場合には、適切かつ確実に事務を引き継ぐよう十分留意されたい。

**3 業務委託契約における個人情報保護及び情報セキュリティ対策について（重点事項）**

委託事業者からの個人情報保護及び情報セキュリティの責任体制の報告については、制度所管課より令和3年3月12日付け「委託事業者等からの責任体制の報告の徹底について」で通知されている。しかし、責任者及び作業従事者の氏名・役職等が書面上明らかにされていない事例が数多く見受けられた。

責任者及び作業従事者を明確にすることは、契約上の責任体制を整理するのみならず、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実効性を確保する上でも極めて重要である。特に、個人情報を取り扱う業務においては、安全管理措置の一環として、「取扱いは従事者の者の明確化」「権限を付与する者の特定」「不正利用・漏えい防止のための管理」が求められており、これらの者が書面上により特定されていないことは、適正な管理体制の

## 令和7年度 財政的援助団体等監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和7年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

### 第1 令和7年度 財政的援助団体等監査実施結果

#### 1 監査対象団体及び着眼点

監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点、共通する着眼点を次のとおりとした。

##### (1) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・ 出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

- ・ 補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・ 補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
- ・ 補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・ 公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
- ・ 委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

(2) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

#### 2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の24団体を選定し監査を実施した。

##### (1) 出資団体（14団体）

ア 出資比率1/2以上の団体 …………… 11団体

- 公益財団法人 長田ふるさと財団
- 公益財団法人 やまなし文化学習協会
- 公立大学法人 山梨県立大学
- 公益財団法人 山梨県国際交流協会
- 地方独立行政法人 山梨県立病院機構
- 公益財団法人 やまなみ文化基金
- 公益財団法人 山梨県スポーツ協会
- 公益財団法人 山梨県農業振興公社
- 公益財団法人 山梨県子牛育成協会
- 山梨県土地開発公社
- 山梨県道路公社

イ 出資比率1/4以上1/2未満の団体 …………… 3団体

- 公益財団法人 山梨県職器移植推進財団
- 公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
- 公益財団法人 山梨県青少年協会

確保を妨げる要因となる。

また、情報セキュリティの観点からも、事故発生時の責任区分及び連絡系統の確立において、作業従事者の特定は不可欠であり、書面による明確化がない場合には、情報漏えい時における初動遅延等のリスクが高まる恐れがある。

このため、契約締結時には、委託事業者からの責任者・作業従事者に係る書面提出の徹底を図るとともに、業務内容の変更や作業従事者の交代が生じた場合においても、速やかな書面での報告を義務付け、確実に管理する体制の整備に努められたい。

#### 4 延滞違約金条項及び支払遅延に関する条項の未整備について（重点事項）

業務委託契約書における、延滞違約金条項及び支払遅延時の取扱いを定めた条項が設けられていない事例が数多く見受けられた。

言うまでもなく、契約における遅延・不履行への対応をあらかじめ規定することは、契約の実効性を担保し、公金の適正な支出と債権管理の適正化を図る上で重要である。

しかしながら、業務委託契約の締結時期が年度当初に集中していることから、契約書の内容を十分に確認せず、前年度の様式をそのまま使用している事例など、契約事務が形骸化している状況が見受けられる。

このため、文書キヤベネットに掲載されている関係規程や制度所管課通知等を改めて確認するなど、契約書の整備を図るとともに複数チェックを含めた確認体制の強化を図ることにより、必要な条項が漏れなく記載されるよう、適正な契約事務の遂行に努められたい。

- (2) 補助金等交付団体…………… 2 団体  
富士急バス 株式会社 【山梨県バス運行対策費補助金】  
学校法人 看護学園 【山梨県看護師養成所運営費補助金、甲府看護専門学校運営費補助金】
- (3) 公の施設管理団体 …………… 8 団体  
一般財団法人 山梨県消防協会 【防災安全センター】  
山梨県造園建設業協同組合 【武田の杜保健体兼林】  
公益財団法人 キーア協会 【八ヶ岳自然ふれあいセンター】  
PICA・富士山クラブ・ピークエイトコンソーシアム 【富士山世界遺産センター】  
富士観光開発 株式会社 【富士北麓駐車場】  
芸術の森みらいデザイン 【美術館、文学館、芸術の森公園】  
アムニス山梨 (桂川) グループ 【桂川ウェルネスパーク】  
株式会社 桔梗屋 【丘の公園】

**3 監査対象期間**  
令和6年度

**4 監査実施期間**  
令和7年9月19日～令和8年2月5日

**5 監査方法**  
監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

**6 監査結果区分**  
監査結果は次のとおり区分した。

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

**7 処理方法**  
指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知の上、監査結果に対する措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。  
注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。  
併せて、所管部局等に監査結果を周知し、再発防止に向けた指導を要請する。

**8 監査結果**  
財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。  
監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

- ・指摘事項 0件
- ・指導事項 19件
- ・注意事項 22件

**9 監査実施団体ごとの監査結果**  
別紙1のとおりである。

**第2 監査結果に基づく意見**

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

今回の監査において、会計処理の誤りにより財務諸表等が正しく作成されていないものや指定管理施設の管理運営業務仕様書等に定められたとおりにより事務処理が行われていないものなどが見受けられたため、各団体においては、再発防止に向け、事務処理の更なる適正化に努められたい。  
団体の所管課においては、今回の指導事項及び注意事項について改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果を参考に、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。

監査対象団体 所管部(局) 課	公益財団法人 長田ふるさと財団 総合県民支援局 まなび支援課
監査実施日	令和7年9月19日
事業の概要	福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。 (1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業 (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業 (3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業 (4) 看護の促進に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の 内容	(出資金) 出捐率 59.6%
監査の結果	指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体 所管部(局) 課	公益財団法人 やまなし文化学習協会 総合県民支援局 まなび支援課
監査実施日	令和7年11月26日～27日
事業の概要	文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。 (1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の 内容	(出資金) 出捐率 50.0%
監査の結果	(出資金) 15,000,000 円 (公の施設管理) 山梨県立男女共同参画推進センター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 88,690,805 円 (指導事項) なし (注) 1) 郵便切手類受払簿において、購入した年賀はがきの受払が記載されていない。 (法人会計) (注意事項) 3件

監査対象団体 所管部(局) 課	公立大学法人 山梨県立大学 総合県民支援局 まなび支援課
監査実施日	令和7年10月2日～3日 令和8年1月20日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと

財政的援助等の 内容	(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
監査の結果	(出資金) 出資率 100.0% 7,152,075,733 円 (交付金) 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(標準運営費交付金) 951,585,000 円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(特定運営費交付金) 78,003,285 円 (補助金) 公立大学法人山梨県立大学施設整備費補助金 246,587,000 円 公立大学法人山梨県立大学授業料等減免事業費補助金 64,564,900 円 看護職員専門分野研修事業費補助金 1,882,000 円 (指導事項) なし (注) 1) (注意事項) 1件

監査対象団体 所管部(局) 課	公益財団法人 山梨県国際交流協会 新面直・地域創造推進局 国際戦略・自然首都圏推進課
監査実施日	令和7年11月13日
事業の概要	県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流の推進に関すること (2) 国際協力の推進に関すること (3) 多文化共生の推進に関すること (4) 海外山梨県人会との連携に関すること (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること (6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること
財政的援助等の 内容	(出預金) 出捐率 79.8%
監査の結果	(指導事項) なし (注) 1) 定款別表に記載された基本財産の額面金額が、令和6年度決算時点の基本財産の額面金額と相違していた。また、貸借対照表に基本財産の定期預金として計上された金額が、本来計上すべき金額と相違していた。 (注意事項) なし

監査対象団体 所管部(局) 課	地方独立行政法人 山梨県立病院機構 福祉保健部 医務課
監査実施日	令和7年10月7日～8日 令和8年1月20日
事業の概要	山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。 (1) 医療を提供すること (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと (4) 医療に関する地域への支援を行うこと (5) 災害時における医療救護を行うこと (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の 内容	(出資金) 出資率 100.0% 243,220,940 円 (補助金) フォクターヘリ運用事業費補助金 326,107,000 円

<p>協定締結医療機関設備整備事業費補助金 周産期母子医療センター運営事業費補助金 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 災害拠点精神科病院整備費補助金 がんゲノム医療推進事業費補助金 DPRAT体制強化事業費補助金 分娩手当等支給事業費補助金 救急搬送受入支援事業費補助金 感染管理設定看護師教育課程受講促進事業費補助金 特定行為研修受講促進事業費補助金 新人看護職員卒後研修事業費補助金 感染症専門医養成事業費補助金 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業費補助金 新生児担当医手当等支給事業費補助金 看護補助者処遇改善支援事業費補助金 県立病院機構施設整備等資金貸付金 県立病院機構運営費負担金 エイズ中核拠点病院事業費負担金</p>	<p>23,766,000 円 16,799,000 円 12,210,000 円 10,703,558 円 6,500,000 円 4,810,243 円 3,541,000 円 3,306,000 円 3,541,000 円 2,230,000 円 1,820,000 円 1,207,800 円 1,209,000 円 460,000 円 368,000 円 1,365,000,000 円 3,416,057,000 円 335,311 円</p>
<p>監査の結果 (指摘事項) なし (指摘事項) 3件</p>	<p>1) 山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金について、同交付要綱第7(9)に、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む)は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならないとされているが、確定後、報告が行われていなかった。 2) 貯蔵品(備蓄食料)の管理において、期中の消費期限切れによる廃棄処分時で、たな卸資産管理規程第6条第2項に定める在庫明細表への払出しの数量及び金額の記入、同第8条に定める不用の決定が行われていなかった。 3) 住居手当の認定において、支給の始期に誤りがあるものがあった。 (注意事項) 4件</p>
<p>監査対象団体 所管部(局) 課 監査実施日 事業の概要</p>	<p><b>公益財団法人 やまなみ文化基金</b> 観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 令和7年10月10日 県民の文化活動が主体的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。 (1) 地域文化振興事業への助成 (2) 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成 (3) 文化教養活動の奨励、助成 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (出資金) 出捐率 100.0% 300,000,000 円</p>
<p>監査の結果</p>	<p>指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。</p>

<p>財政的援助等の内容</p>	<p>うことを目的とする。 (1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること (7) スポーツ少年団を育成すること (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること (9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること (11) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと (出資金) 出捐率 86.8% (補助金) 公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金(公の施設管理) 200,050,000 円 161,229,926 円</p>
<p>監査の結果</p>	<p>山梨県緑が丘スポーツ公園 指定期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日 74,767,242 円 山梨県小瀬スポーツ公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 480,001,167 円 山梨県富士北麓公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 91,480,766 円 山梨県立八代射撃場 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 5,394,527 円</p>
<p>監査の結果</p>	<p>(指摘事項) なし (指摘事項) 3件 1) 指定管理委託料の精算について、基本協定書に、光熱水費(電気料に限る)の実績額が年度協定に定める額に満たない場合はその差額を戻出するとされており、令和6年度において差額を県に返還しているが、正味財産増減計算書において、返還金額が光熱水費に加算して計上されたことから、光熱水費の支出実績額が過大となっていた。(富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園) 2) 落雷被害に係る修繕費について、基本協定書第23条に基づき不可抗力により発生した費用として県の負担となったが、正味財産増減計算書において、県の負担額が指定管理委託料に加算して計上されており、年度協定書に記載された委託料総額と一致していなかった。(富士北麓公園) 3) 収入・支出伝票及び固定資産等要求書について、事務決裁規程に定める事務局長及び所長の専決事項に係る決裁の押印がなされていないものがあった。 (注意事項) なし</p>
<p>監査対象団体 所管部(局) 課 監査実施日 事業の概要</p>	<p><b>公益財団法人 山梨県農業振興公社</b> 農政部 担い手・農地対策課 令和7年11月6日～7日 12月24日 本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う</p>

財政的援助等の内容	(5) その他公社の目的を達成するために必要な事業	451,500,000 円 補助金) 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金 やまなしあぐりゼミナール設置事業費補助金 山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金 山梨県就農支援センター事業費補助金 カンシヤインレット早期産地化推進事業費補助金 ソノワール苗木供給対策事業費補助金 山梨県ジェニア世代就農促進事業費補助金 土地改良事業等補助金 (貸付金) 農地保有合理化促進事業貸付金 (損失補償) 農業振興公社事業資金借入損失補償	91,555,404 円 7,912,238 円 4,461,227 円 3,992,326 円 3,223,953 円 2,810,990 円 550,000 円 121,793,000 円 247,793,000 円
監査の結果	(指摘事項) なし (指摘事項) 1件 1) ジェニア世代就農促進事業の研修圃場使用料について、支出の証拠となる請求書等の書類が存在せず、支出が適切に裏付けられていなかった。 (注意事項) 3件		
監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会		
所管部(局)課	農政部 畜産課		
監査実施日	令和7年11月12日		
事業の概要	山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。 (1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務委託事業 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業		

財政的援助等の内容	(出資金) 出捐率 100.0% (公)施設管理) 山梨県立まきば公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料 (令和6年度) 山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日 指定管理料 (令和6年度)	10,000,000 円 17,793,216 円 198,890,525 円
監査の結果	(指摘事項) なし (指摘事項) 4件 1) 基本協定書に基づき県に返還する光熱水費(電気料に限る)について、令和6年度に発生した令和5年度分の返還金を正味財産増減計算書の経常外費用の前期損益修正損に計上すべきところ、令和6年度業務委託料収益から減額処理していた。(八ヶ岳牧場、まきば公園) 2) 基本協定書に基づく光熱水費(電気料に限る)の精算において、事務所トイレ改修工事に係る業者の電気料負担分が戻出に反映されておらず、県への返還金額が過少となっていた。(八ヶ岳牧場) 3) 消費税及び地方消費税の申告において、軽減税率を適用すべき課税仕入れに標準税率を適用していた。 4) 住居手当の算定において、住居手当は100円未満の端数を切り捨てる規程であるにもかかわらず、端数処理が行われていないものがあった。 (注意事項) なし	
監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部(局)課	県土整備部 用地課	
監査実施日	令和7年9月25日	
事業の概要	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。 土地造成事業 県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。	
財政的援助等の内容	(出資金) 出資率 100.0% (補助金) 山梨県土地開発公社債務処理対策補助金 (貸付金) 山梨県土地開発公社債務処理対策貸付金 (債務保証) 山梨県土地開発公社債務処理対策費	20,000,000 円 230,458,000 円 5,667,698,000 円 5,667,698,000 円
監査の結果	(指摘事項) なし (指摘事項) 1件 1) 会計規程第74条に、本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、山梨県建設工事執行規則その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によるものとして定められているが、平成21年4月1日付けで単年度契約を締結以降、毎年度自動更新により対応している建物賃貸借契約書及び駐車場使用契約書について、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていなかった。 (注意事項) 3件	

監査対象団体	山梨県道路公社	
所管部(局)課	県土整備部 道路整備課	
監査実施日	令和7年10月15日	
事業の概要	山梨県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができ道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等に	

財政的援助等の内 容	より、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。 (1) 有料道路事業 富士山有料道路（富士スバルライン）及び雁坂トンネル有料道路の料金徴収業務及び道路・周辺設備の維持管理等 (2) 駐車場事業 道路の占用の許可を受け、新山梨環状道路高架下の「田富高架下駐車場」及び「小井川駐車場」並びに国道 411 号城東大橋高架下の「城東大橋駐車場」の管理・運営 (3) 受託事業 一般県道富士河口湖富士線の除雪業務及び環状調査業務の受託、国道 140 号の維持管理業務及び維持係補修業務の受託	612,500,000 円 214,135,000 円
財政的援助等の内 容	(出資金) 出資率 50.0% (貸付金) 山梨県道路公社経営支援貸付金	
監 査 の 結 果	(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 2件	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団	
所管部(局) 課	福祉保健部 医務課	
監 査 実 施 日	令和7年10月17日	
事業の概要	臓器（臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器）移植に関する知識の普及啓発及び啓蒙を図るとともに、腎臓機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 臓器移植に関する普及啓発及び啓蒙活動 (2) 腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植希望者の登録及びこれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助 (3) 腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動 (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内 容	(出資金) 出資率 28.1% (補助金) 臓器移植推進事業費補助金	10,000,000 円 650,000 円
監 査 の 結 果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
所管部(局) 課	福祉保健部 衛生業務課
監 査 実 施 日	令和7年10月9日
事業の概要	山梨県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的とする。 (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 (2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する業者又は生活衛生同業組合の指導 (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律で規定している標準営業約款に関する業者の登録及び普及促進 (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はその締結 (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業

財政的援助等の内 容	(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (出資金) 出資率 40.0% (補助金) 山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金	2,000,000 円 15,058,000 円 2,200,000 円
監 査 の 結 果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県青少年協会	
所管部(局) 課	教育庁 社会教育課	
監 査 実 施 日	令和7年11月19日	
事業の概要	青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造性を育み、心身ともに健全な青少年育成を図ることを目的とする。 (1) 青少年のための活動、研修、交流の場の提供事業 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内 容	(出資金) 出資率 39.2% (補助金) 青少年育成山梨県民会議助成費補助金 (公の施設管理)	20,000,000 円 3,669,996 円
監 査 の 結 果	(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 3件	

監査対象団体	富士急バス 株式会社	
所管部(局) 課	新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課、地域エネルギー推進課	
監 査 実 施 日	令和7年9月30日	
財政的援助等の内 容	(補助金) ①生活交通路線維持費補助金 ②電気バス普及促進事業費補助金	13,205,000 円 21,000,000 円
補助の目的	①県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ②本県公共交通機関における電気バスの普及を促進することにより、省エネルギー構造への転換を図るとともに、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善を図り、山梨県電力供給体制強化戦略（令和2年8月27日策定）に基づく災害に強いエネルギーシステムの導入を集中的に進めるため、電気バスを導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等が実施する電気バス導入事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
監 査 の 結 果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	学校法人 看護学園	
所管部(局) 課	福祉保健部 医務課、総合県民支援局 まなび支援課	
監 査 実 施 日	令和7年11月18日	
財政的援助等	(補助金) ①山梨県看護師養成所運営費補助金	49,216,000 円

内容	②甲府看護専門学校運営費補助金 ③看護師等養成所実習機会確保事業費補助金 ④私立学校運営費補助金	31,000,000円 142,000円 1,000,000円
補助の目的	①看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。 ②看護師確保対策を推進するため、学校法人看護学園の設置する甲府看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 ③新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、医療の担い手となる質の高い看護師等の養成を図るため、保健師助産師看護師法施行令第11条に基づき山梨県知事の指定を受けた看護師等養成所及び歯科衛生士法に基づき山梨県知事の指定を受けた看護所における実習に係る検査等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ④私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校の運営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達向上を図るため、予算の範囲内において学校法人に対し補助金を交付する。	
監査の結果	(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件	

監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会	
所管部(局)課	防災局 防災危機管理課	
監査実施日	令和7年11月17日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立防災安全センター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 13,600,202円	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	山梨県造園建設業協同組合	
所管部(局)課	森林環境部 県有林課	
監査実施日	令和7年11月14日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立武田の杜保健体養林 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 45,216,003円	
監査の結果	(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件	

監査対象団体	公益財団法人 キーエー協会	
所管部(局)課	森林環境部 自然共生推進課	
監査実施日	令和7年11月21日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 39,026,616円	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	PICA・富士山クラブ・ピークエイドコンソーシアム	
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ	
監査実施日	令和7年11月25日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立富士山世界遺産センター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 73,852,833円	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	富士観光開発 株式会社	
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ	
監査実施日	令和7年11月10日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立富士北麓駐車場 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 33,044,697円	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	芸術の森みらいデザイン	
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和7年11月11日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園 指定期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日 指定管理料(令和6年度) 468,833,864円	
監査の結果	(指摘事項) なし (指導事項) 1件 1) 観覧料及び使用料等収納事務における現金過剰金の原因が、正しく収納した観覧料に対して金額の異なる観覧券を交付したことによるものと判明したが、誤って交付した観覧券の金額に合わせて収納処理したため、県への収納金額が過少となっていた。 (注意事項) なし	

監査対象団体	アオニス山梨(窪川)グループ	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課景観まちづくり室	
監査実施日	令和7年10月29日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県桂川ウエルネスパーク 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 65,046,037円	
監査の結果	(指摘事項) なし (指導事項) 3件 1) 管理業務仕録書に定める拾得物・残置物の処理において、拾得物は拾得物台帳を作成することとされているが、作成されていなかった。また、事業計画書に掲載の拾得物及び残置物処理マニュアルに定める指定管理者の対応のとおり行われていなかった。 2) 自動販売機設置事業については、基本協定書及び管理業務仕録書において指定管理者の管理業務とされているが、事業計画書及び事業報告書に自主事業として記載されていた。 3) 経理規程第27条第1項に、現金は、毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合した	

監査対象団体	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	
所管部(局)課	森林環境部 自然共生推進課	
監査実施日	令和7年11月21日	
財政的援助等の内容	(公)の施設管理) 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 39,026,616円	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

ければならないと規定しているが、指定管理業務に係る収入を記録する現金出納帳と日々の残高の照合状況について、監査において書類を確認することができなかった。  
また、現金取扱マニュアルでは、売上金の日計表を作成することとされているが、日計表の作成状況及び当該日計表による売上金額の照合状況についても、監査において書類を確認することができなかった。  
**(注意事項)** 1件

監査対象団体	株式会社 栢根屋
所管部(局)課	企業局 総務課
監査実施日	令和7年10月20日 11月26日
財政的援助等の内容	(公の施設管理) 丘の公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和6年度) 0円 (企業局に対する納入金 160,000,500円)
監査の結果	<b>(指摘事項)</b> なし <b>(指導事項)</b> 1件 1) 丘の公園ファミリーパーク清里天然温泉引共通回数券の未利用分について、管理運営業務仕様書第2の7に、次年度の施設利用に係る収入については、前受金として処理し、次年度の収入とすることとされているが、前受金として処理されておらず、売上が過大に計上されていた。 <b>(注意事項)</b> なし